



日本幼稚園編輯會

主會長　吉岡郷甫

東京女子高等師範學校長
附屬幼稚園主任事務

倉橋惣三

日本幼稚園協會規則

- 第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ナ圖ル
(ナ以テ目的トス)
- 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ
關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノ
- 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五
錢ヲ醵出スヘシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業
ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ委員
トナスコトアルベシ
- 第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會
ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ナシヘラル、モノニ
請ヒテ地方委員トナスコトアルベシ
- 第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場
合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得
- 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
一、幼兒教育ニ關スル研究及ビ調査
一、幼兒教育ニ關スル講演會及ビ講習會ノ
一、雜誌發行(毎月一回)
- 第一條 一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行
一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介
一、其也本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル
事件
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長一名　會務ヲ總理ス
幹事若干名　會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌
理ス
評議員若干名　重要ナル事件ニ關シ會長
ノ諮詢ニ應ズ
- 第十條 會長ハ客員中ヨリ推選スルモノト
ス
- 第十一條 主幹幹事評議員ハ二ヶ月年ヲ期
シテ會長ヨリ推舉スルモノトス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ
又ハ書記ヲ雇入ル、トアルヘシ
- 第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二
以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルロ
トヲ得ズ